

も多々ある。そのような中で、2つの資料は包括的かつ詳細な分析を提示しており、湾岸諸国を研究していない人にとっても利用しやすいものとなっている。また、付言しておく、カタールやバハレーンなど、他国と比べて相対的に情報の集積が少ない国々についても、正面から分析に取り組みられている。一時的な情勢分析を超えて、当該地域の研究にとって幅広く参照されるべき資料であろう。

(堀抜 功二 京都大学アジア・アフリカ地域研究研究科)

Aḥmad Dayyīn. 2005. *Al-Dīmuqrāfiya fī al-Kuwayt: Masāruhā, Wāqi'uhā, Taḥaddiyātuhā, Āfāquhā. Kuwayt: Dār Qurṭās. 177 pp.*

本書は、クウェートの民主化の歴史を概観し、クウェート政治が抱えている問題点や、現時点での到達点を検討し、アラブ諸国全体における今後の民主主義の発展に貢献することを目的としている。すなわち、アラブ各国の政治状況を比較し、アラブ諸国にとって最良の民主主義とは何かを探究することが、最終的な目標であると述べられている。本書の構成は、第1章から第3章でクウェートの憲法の内容と成立過程、議会政治と選挙をめぐる首長家と反対勢力の攻防の歴史を詳細に記述し、第4章から第5章では民主化の現状を評価し、第6章では将来の展望について述べ、補論では、アラブ諸国全体の民主主義の将来というより大きな視角での提言がなされている。補論は、本書の著者であるアフマド・ダイーン (Aḥmad Dayyīn) ではなく、湾岸アラブ地域の民主化研究を専門とするアリー・カワラー (‘Alī al-Kawārī)¹⁾ によって著されている。

アフマド・ダイーンは、クウェートの代表的な政治組織のひとつである民主フォーラム (Minbar al-Dīmuqrāfī) に所属する政治活動家である。民主フォーラムとは、1930年代からクウェートで活動を始めたアラブ・ナショナリストの流れを組む組織であり、60年代から70年代半ばにかけて国民議会 (Majlis al-Umma) で大きな影響力を持っていたが、80年代以降は衰退傾向にあるといわざるを得ない²⁾。著者自身は、1991～94年まで同組織の副書記長を務め、1999～2000年には書記長を務めた人物である。2006年からは、クウェート政治に関する執筆活動を始め、『アラム・アル＝ヤウム (‘Ālam al-Yawm) 紙』や『ラアイ (Ra’ī) 紙』などに記事を寄稿してきた。また、1992年、96年、そして今年5月17日に行われた第12回国民議会選挙にも民主フォーラムの候補者として出馬した人物である。

したがって、本書の大部分を占める、クウェートの民主化に特化した部分 (第1章から第6章) については、政治学者によって著されたクウェート政治に関する学術書ではなく、現役の政治家によって書かれたものとして読む必要があるだろう。著者は観察者ではなく、まさにクウェート政治研究の研究対象となる人物であり、彼の記述はクウェート政治の実態や彼自身の政治的立場といっ

1) カワラーは、アラブ民族主義の影響を受けた人物であり、アラブ諸国の統合を主張していた。たとえば、1991年の湾岸戦争直後には、GCC諸国はヨーロッパ共同体をモデルとしたような地域統合を進めることを提案している (Canadian Security Intelligence Service, www.csis.gc.ca)。近年では、2002年にアリー・ハリファ (‘Alī Khalīfa) との共著で、『アラブ湾岸と民主主義: 民主的営為の強化のための将来的展望をめざして (Al-Khalīf al-‘Arabī wa al-Dīmuqrāfiya: Naḥwa Ru’ya Mustaqbaliya al-Ta’zīz al-Masā’ī al-Dīmuqrāfiya)』を発表している。

2) クウェートにおけるアラブ・ナショナリストの組織であったアラブ・ナショナリスト運動 (Haraka al-Qawmīyī al-‘Arab) は、第3次中東戦争が起きた翌年の1968年を境に分裂している。一方は社会主義思想を受け継ぎ、現在の民主フォーラムへと続く組織であり、他方は社会主義的思想と距離を置き、商人層を基盤としながら、現在の国民民主同盟 (Taḥāluf al-Waṭanī al-Dīmuqrāfī) へと続く組織である。今日に至るまで、この2つの組織がクウェートにおける「リベラル」と呼ばれる立場を代表する組織となっている。

た、さまざまな文脈の中に位置づけなければならない。以上のことから、本書は第一義的には、一次資料としての価値を持った著作といえるであろう。また、本書の第1章から第6章の内容は、アフマド・ダイーンという一人の政治家の思想のみではなく、現代クウェートの伝統ある政治組織である民主フォーラム、ひいてはクウェートにおけるアラブ・ナショナリズムについて知る手がかりとなろう。

以下では、本書の内容を章毎に概観する。

第1章では、民主主義の概念について論じ、クウェートの民主主義が変化した要因について述べた後、本書の目的を提示している。はじめに、民主主義がどのように論じられているのかをみてみよう。著者は、民主主義は古代ギリシアに起源をもち、特に19世紀以降に成立したものであるとし、民主主義の原則として以下の5つの要素を挙げている。第1に、個人の自由と平等である。すべての人間は自由を求める存在であり、また、宗教や政治的立場に関わらずただ「人」として扱われるべきである。第2に、多元主義や寛容という言葉によって代表される価値観を尊重することである。第3に、人々が自ら統治者を選ぶことのできる選挙のような政治システム、第4に、そのシステムを保障する憲法、第5に、議会や行政府といった政府機構の存在である。

つぎに、クウェートの民主主義が変化した最大の要因は憲法の成立であるという。クウェートは1961年に独立を宣言した。その直後、イラクはクウェート併合を宣言し、独立したばかりのクウェートは早くも国家としての存続の危機に立たされた。イラクの試みは失敗に終わったものの、クウェートという国家とサバーフ家による統治体制の正統性を保障する憲法を、早急に制定する必要性が高まっていたという。そして、憲法制定委員会が召集され、1962年にはクウェート国憲法が成立した。同憲法は、国家の正当性を保障するだけでなく、立法権を有した国民議会の設置、21歳以上の国民男子への選挙権の付与など、民主的な政治システムを保障するものでもあった。

最後に、本書の目的は、クウェートにおける民主主義の現状および問題点を指摘し、同国の将来における民主主義の発展および、他のアラブ諸国の民主化研究に適切な助言を行うことであると述べている。

第2章では、独立以前の政治状況に関する記録から、当時の政治動向を追っている。現在のクウェートの起源は、アラビア半島中部からウトゥブ族が移住・定住し、オアシスに都市を建設した18世紀に求められる³⁾。本章では、史料を引用しながら18世紀以降の人口の推移、産業について言及した後、統治形態の変容について述べている。

ここでは、19世紀末までの有力な諸部族との協力によって成立していた集团的統治から、第7代目の首長であるムバーラク・サバーフ (Mubārak al-Ṣabāh) とその息子たちによる独裁的な統治が行われた期間⁴⁾、1921年の諮問議会 (Majlis al-Shūrā) 設置運動、1938～39年の国民立法議会設置運動、および50年代のアブドッラー・サーリム・サバーフ (‘Abd Allāh al-Sālim al-Ṣabāh) 統治期の政治改革までの政治状況を詳細に記述している。

著者は、これらの歴史的事象を追うことによって、独立以前に民主的な政治諸改革が存在してい

3) 18世紀の半ば、クウェートはオスマン帝国のバスラ (現在のイラク南部) 政庁の管轄下にあった。そのころ、地方行政を部分的に担う統治者を立てよという要請のもと、いくつかの部族長の中から、サバーフが首長に選ばれた。これ以降、サバーフ家による統治がはじまった [牟田口1965]。

4) ムバーラク・サバーフによる統治は、1896～1915年まで続いた。その後首長位についたのは、ムバーラクの息子であるジャービルであったが、彼は2年後の1917年に死去し、ジャービル (Jabir) の弟であるサーリム (Salim) が首長位についたが、彼もまた1921年に死去している。クウェートの議会政治の萌芽ともいえる1921年の商人たちによる議会設置運動は、彼の死後に起こり、彼らは議会設置などいくつかの条件を認めた者だけを次期首長として認めるという要求を突きつけた。

たことを強調する反面、1921年および1938～39年の議会設置運動が失敗した原因は、クウェートの社会・経済・政治が未成熟であったことであると述べている。

第3章では、独立後の政治状況についての考察を行っている。第1に、憲法の制定および議会の設置に至る経緯を追っている。そこでは、議会に立法権を与えるか否か、イスラーム法を憲法の唯一の法源とするか否かといった、現代クウェートの政治体制を特徴づける諸問題が重要なトピックとなっていたことがわかる⁵⁾。第2に、クウェート国家およびその民主主義の歴史における数々の危機を列挙し、そのたびにクウェートの民主主義および国家の存続は危険に晒されてきたと述べている。それらの危機とは、以下の2つの要因に起因している。第1に、イラクやイランといった地域大国の侵略⁶⁾ および、それらの国家の政治不安がクウェート国内に波及することより⁷⁾、クウェートという国家の存続自体が危機に陥ってきたことである。第2に、1967年の第2回国民議会選挙における政府の不正介入⁸⁾ や、政府による改憲および憲法の一部停止の動き⁹⁾ などによって、クウェートの民主主義がときに歪められてきたことを指摘している。

第4章では、独立以降のクウェート政治および現在における民主主義を評価するために、第1に憲法および法律によって明文化されたテキストのレベルと、第2に実態のレベルの双方から検討を試みている。クウェートの政治体制は、19世紀末に始まるムバーラク・サバーフによる家父長的な統治の時代を経て、その後1962年に立憲制へ移行し、普通選挙制度が確立された。しかし、著者の見解によると、同国の民主主義はその後発展の足を止め、現在の民主主義は不完全なものとなっているという。

はじめに、著者は1962年に制定された憲法の各条項を検討し、憲法上ではクウェートの政治体制は民主主義であると明記されていること（第6条）、また、言論および出版の自由が認められている（第36、37条）ことなどを指摘している。結論として、憲法に規定されているレベルからみればクウェートはかなり民主的な国家であると述べている。

-
- 5) 議論の結果、イスラーム法を憲法の重要な法源の一つとすることになった。憲法第2条では、「イスラーム法は憲法の重要な法源の一つ」と規定されており、イスラーム法を唯一の法源とするかをめぐるのは現在でも重要な争点となっている。
- 6) 歴史的には、クウェートはサウディアラビアおよびイラクからの侵攻という危機に何度か直面している。イラクのケースでは、1961年の独立直後にイラクのカーシム大統領がクウェートの併合を宣言したものの、イギリスの介入によってこの試みは挫かれた。また、1991年の湾岸戦争を引き起こした1990年のクウェート侵攻および占領によってクウェート政府が亡命し、国家存続の危機に直面していたことは記憶に新しい。重要なのは、1920年のサウディアラビアによる侵攻であろう。サウード家の侵攻とそれに対する抵抗運動が、現在でもクウェート国民のアイデンティティを規定する重要な出来事となっている。それはクウェートの国籍法にも大きな影響を与えており、第1義的には、1920年以前にクウェートに居住していた者とその子孫がクウェート人だとされている。
- 7) 具体的には、1979年のイラン・イスラーム革命および革命の輸出という思想と連動し、クウェート国内のシーア派イスラーム組織が政治活動を展開し始めたことなどが挙げられる。ちなみに、クウェート国内のシーア派住民は、人口の2～3割を占めると言われている。クウェートでは、1980年に政府によって選挙区の改編がなされ、シーア派系住民の居住地区が統合される反面、親政府派といわれた「部族」系住民の居住地区は細分化された。その結果、シーア派系の議員は大幅に議席を減らし、反対に政府よりとされる議員が大きく伸長した。選挙法の改正の具体的な内容はつぎのようなものである。それ以前には10選挙区からそれぞれ5名が選出される制度をとっていたが、政府による選挙法改正の結果、25選挙区からそれぞれ2名が選出される制度へと変更された。
- 8) 1967年総選挙の開票の際、親政府派が明らかに不利であることが判明していた。その際に、政府によって票の水増しおよび杜撰な票の集計がなされたという。国民議会が招集された後、この問題をめぐって数名の議員が議事をボイコットした。
- 9) 憲法は、憲法草案過程の議論において、発行から5年以内に内容を改変することはできないことが決められた。しかし、政府は憲法が公布された1962年の翌年には、憲法改正を試みる。その内実は、政府（行政・執行機関）の権限を強め、立法権を持つ議会の権限を弱めようというものであった。具体的には、両者の権限を規定している憲法第50、65、66、67条を改変しようというものであったが、第1回国民議会における反政府勢力の反対にあい、最終的には、採決にかける前に政府が提案を取り消している。しかし、1976～81年および1986～92年における議会の停止では、明かに憲法第107条の規定、すなわち、議会が解散された場合には60日以内に新しい議会のための選挙を行わなければならないという規定は遵守されなかった。

しかしながら、歴史的にみても、政府は2度にわたって国民議会の閉鎖と憲法の一部停止という超法規的措置をとったり¹⁰⁾、さまざまな法律を制定することにより、憲法に規定された民主主義を歪めてきた。たとえば、2度目の国民議会停止期に出版物の検閲を定めた法律が制定されたことなどが挙げられる。

つぎに、実践のレベルから民主主義を評価し、1967年選挙における政府の不正介入や、政府による改憲の試みなどにふれ、憲法レベルの民主主義は現実には体现されていないと評価している。

第5章では、民主主義が定着するための基盤として経済的、社会的、文化的基盤について考察している。そこでは、テレビやラジオといったメディアの発達や、議会停止期におけるモスクおよび自宅での政治活動の経験などに触れ、民主主義の発展のための文化的・経済的・社会的基盤が徐々に成熟し、政治に対する人々の態度および政府や議会への市民の影響力の増大が見受けられると述べている。

第6章では、民主主義発展のための構想を提示している。本章では、著者および民主フォーラムの政治思想が最も強く反映されている。はじめに、近年における女性福祉組織の広がりを指摘し、以前は特定の階層に限られていた女性組織の活動が徐々に開かれてきている状況を、民主化に貢献する動きであるとして肯定的に捉えている。つぎに、筆者は民主化を阻害している要因を列挙する。たとえば、石油利権を政府が握っていることが首長家による政治的独占を許していることや、汚職が横行している現実、そして、イスラーム主義勢力が台頭してきている一方で、いわゆる「リベラル」派が分裂状態に陥ることへの懸念などが挙げられている。

補論は、本書の著者であるアフマド・ダイーンではなく、アラブ諸国の民主化研究を専門としているアリー・カワラー（‘Alī al-Kawārī）によって著されている。補論では、アラブ諸国全体における民主主義の発展について言及している。そのためには、アラブ地域の各国の政治状況を分析し、その中で最適なものをも他国に適用することが最終目標であると述べている。すなわち、本書が1章から6章を通じて行ってきたクウェートの民主化研究を、アラブ諸国の政治研究の大きなプロジェクトの一部として位置づけ、他のアラブ諸国の状況との比較を進めてゆく必要があると主張している。

ここまでは、本書の内容を章ごとに概観した。つぎに、著者の位置づけとクウェート政治研究における分析枠組の観点から、本書の特徴と問題点および意義について述べたい。

まず、本書の特徴として以下の2点を指摘しておきたい。

第1に、第1章で提示されている民主主義の起源および民主主義の5原則から、著者は西洋近代の政治思想に強く影響を受けた人物であることがわかる¹¹⁾。このことは、著者がアラブ・ナショナリズムの流れをくむ民主フォーラムに所属する政治活動家であることから推し量ることができよう。たとえば、著者は第2章において、民主主義の定着および発展のためには、経済的・社会的発展が必要であると述べている。そして、独立以前のクウェートは経済的・社会的に未成熟であったことが、当時の民主化運動の失敗要因となったと述べている。この立場は、政治発展論における近代化論¹²⁾の立場と近いということができよう。

10) これは、上述の1976～81年、1986～92年の2度にわたる議会停止期において憲法第107条が遵守されなかったことを指している。

11) この場合、同じく西洋近代の政治思想の影響を受けた結果、イスラームを現代に適用させてゆくことこそ必要であるとしたイスラーム主義思想とは明らかに一線を画している。なぜならば、イスラーム主義者であれば、イスラームの教えの中に民主的な側面を見出そうとするため、民主主義の起源を古代ギリシアと19世紀以降のヨーロッパに求めるような主張はしない。

12) 第2次世界大戦後に独立した新興発展途上国における政治システムの発展を論じる際に、それを西欧化と同一視

第2に、本書は首長家と議会との対立を軸として、クウェートの議会制度と憲法および法律の歴史的な展開を詳細に記述している。参考にしている資料は、主として史資料とアラビア語文献であるため、欧文文献のクウェート政治分析にみられる諸理論¹³⁾については言及されていない。このことは、冒頭でも述べたとおり、本書の位置づけは学術書としての側面を持つ一方で、クウェート政治のまさに当事者および政治活動家によって書かれたものであるということに起因している¹⁴⁾。

つぎに、本書の分析視点における問題点を2点指摘したい。

第1に、クウェートの民主化について考察する際、最も重要であると評者が考えている、イスラーム主義勢力¹⁵⁾との関係についてである。本書は、民主主義とそれを支える個人の自由・平等は堅持されるべきものであると述べ、将来における民主主義の発展のための構想として、憲法の第4条および第6条¹⁶⁾によって表現されている「立憲君主制」の堅持を主張している。しかしながら、クウェートにおいて70年代後半以降に台頭し、現在では最大の政治勢力となっているイスラーム主義に、本書はほとんど言及していない。しかし、このような現状において、著者が理想とするような民主主義を実現するためには、民主主義に対する両者の関係を明らかにすることが最重要課題となろう。イスラーム主義者の許容する議会および民主主義の概念と、著者の構想する民主主義とは相反する側面をもつ。たとえば、今年(2012年)の5月17日に実施された選挙では、「リベラル」系の組織のみが女性候補の後援を行ったのに対し、イスラーム主義勢力は女性候補を一人も立てず、協力関係を結ぶこともなかった。なお、2006年、2008年の選挙では結果的に女性候補は全員落選している。アラブ・ナショナリズムが70年代以降退潮傾向にある一方で、イスラーム主義は、21歳以上の国民すべてが選挙権を有しているクウェート社会の要請が反映された結果、政治の舞台で大きく躍進してきたのである¹⁷⁾。

第2に、本書は民主主義を停滞させてきた要因として政府の存在を最も強く意識しているが、90年代以降の政府の対応には、憲法に明記された民主主義を妨害しようという動きは見られなくなってきた。また、本書の提起する理想的な統治とは、憲法の第4条と第6条によって表現されている「立憲君主制」である。近年では議会閉鎖の可能性も低下しており、今後はこの点について政府と大きな対立が生じることはないように思われる。

最後に、本書の意義として以下の2点を挙げることができよう。

する単線的な政治発展論である。1960年代に対抗理論である従属論が登場するまでは、この政治近代化論が支配的であったといえる〔猪口他編、政治学事典 2000: 608〕。

- 13) たとえば、レンティア国家論 [Ismael 1993]、市民社会論 [Crystal 1996]、政治文化論 [Kedourie 1994] などが挙げられる。
- 14) ただし、評者自身は、西洋で蓄積された理論だけが論理的で意義のある議論だとは考えていないことを表明しておきたい。しかしながら、評者がここで西洋以外の論理展開について触れていないのは、本書がもつ性質、すなわち、学術書というよりはむしろ現役政治家による一種の啓蒙書としての性質が強いことに起因する。
- 15) クウェートには、3つのスンナ派イスラーム主義組織と、1つのシーア派イスラーム主義組織がある。スンナ派イスラーム主義組織の1つであるイスラーム立憲運動 (Haraka al-Dustūriya al-Islāmiya) は、エジプトにあるムスリム同胞団の支部として設立され、現在クウェートで最大の政治勢力である。他には、サラフィー系組織として知られているイスラーム遺産復興協会 (Jam'īya l-hyā' al-Turāth al-Islāmī)、2004年に同組織から分離した科学的サラフィー運動 (Haraka al-Salafiya al-'Ilmiya) がある。シーア派イスラーム主義組織としては、イスラーム国民連合 (Tajammu' al-Watani al-Islāmi) がある。
- 16) 憲法第4条では、「ムバーラク・サバーフの子孫によって継承される世襲制首長国である」と明記されている。第6条では、すでに述べたとおり、クウェートの統治制度は民主制であると規定されている。なお、条文の日本語訳では、「クウェートの統治制度は民主主義であり、主権は、あらゆる権力の源泉である国民に存する。」〔保坂 2001〕と述べられている。
- 17) 2005年には、女性にも選挙権および被選挙権が認められ、2006年、2008年5月には男女が参加する選挙が実施されたが、いずれも女性候補者は全員落選という結果に終わっている。

第1に、本書は現在の民主フォーラムの政策方針および歴史認識を反映していることである。第1章で示されているとおり、本書はクウェートの将来における民主主義の発展のみならず、他のアラブ諸国における民主主義の発展に貢献することを目的としている。そこには、アラブ・ナショナリストの流れをくむ組織としての民主フォーラムの姿が垣間見える。しかしながら、第4章でクウェートの民主主義および国家の存続にとって、イラクの侵攻は常に脅威であったと述べていることからわかるように、クウェートの国家およびサバーフ家の統治それ自体を自明のものとして捉えている。これは、アラブ民族統一国家の建設といった思想とは異なっている。1961年のクウェート独立の際、イラクはクウェート併合を宣言した。このとき、クウェートのアラブ・ナショナリストの中にはイラクとの合併を望んでいた人物も存在したことは事実である〔Crystal 1991〕。しかし、現時点からクウェートにおけるアラブ・ナショナリズムを振り返って見た場合、既存の国民国家の枠を超えたアラブ統一国家を建設しようという思想は主流となり得なかったといえよう。

このように、サバーフ家による統治体制そのものに挑戦し、政権の転覆あるいは政権奪取を目標としないという立場は、民主フォーラムに限ったものではない。クウェート政治を他のアラブ諸国のケースと比較した場合、各政治勢力、すなわち、民主フォーラムや国民民主同盟、イスラーム主義勢力、部族勢力はいずれも、サバーフ家の統治それ自体には反対しないという特徴がある¹⁸⁾。アラブ・ナショナリズムの流れを汲む民主フォーラムであれ、イスラーム主義勢力であれ、あくまでも現在の統治システムの範囲内でより理想的と考えられる社会を実現するための改革を目標としているのである。

第2に、著者は2008年5月の第12回国民議会選挙の立候補者であったことから明らかなように、本書は現代クウェート政治における政治勢力および支持者について理解するための一次資料として有効である。第4章で述べられているように、本書はクウェート憲法をかなり民主的なものであると捉えている。これは、欧米におけるクウェート政治研究の傾向とは一線を画している。たとえば、民主化について言及する際にしばしば引用されるアメリカのフリーダム・ハウスの評価では、国家元首が世襲制をとっていること、政党が認められていないことなど、いずれも憲法で明記されている内容について指摘し、クウェートの民主主義は不完全であると評価している¹⁹⁾。それに対して、本書はクウェートの政治体制は本来民主的であるという前提に立っている。いわゆる「リベラル」派として表現されてきた同組織の性質が、西洋的な民主主義のアプローチと同一ではないことは明らかであろう。

また、日本語および英語文献でも、民主フォーラムは通常「リベラル」派と呼ばれ、左翼的思想を持っていることは指摘されてきた。しかし、より具体的に同組織がどのような独自の政治思想を持っているのかについて、評者が知る限りでは上記の表現以上に踏み込んで言及しているものはない。本書は、現役の政治活動家によって書かれたものであるため、同組織の政治的立場についてより詳細な情報を得ることができる。

今年5月に実施された国民議会総選挙では、著者は、ムハンマド・ジャーシム (Muhammad

18) このことは、1990～91年のイラクによるクウェート侵攻および占領期において、国民はイラク占領軍への抵抗およびクウェートへの愛着を示すために、サバーフ家への忠誠を表明したことに、象徴的に示されている。実際、政権転覆を意図した政治団体は存在していないというのが通説である。

19) フリーダム・ハウスの評価によると、クウェートの政治的自由は1を最高、7を最低とした7段階評価の4、市民的自由についても4であり、それらを総合した民主化の程度は、「自由」「部分的に自由」「自由でない」の3段階のうち、「部分的に自由」とされている。ちなみに、イスラエルは政治的自由が1、市民的自由が2と、中東諸国の中で最も評価が高く、続いてトルコ、クウェートという順になっている。中東諸国のなかで、「自由」はイスラエル1国のみ、その他の諸国はすべて「部分的に自由」または「自由でない」と評価されている。

al-Jāsim) と共に民主フォーラム候補として第2選挙区から出馬したものの、残念ながら両名とも当選することはなかった。しかし、クウェートの議会政治の始まりともいえる1921年と1938～1939年の議会設置運動は、民族主義思想の影響を強く受けたものであったことや [保坂1998]、独立後における60～70年代の国民議会においてこの勢力が大きな影響力を有していたことを考えれば、同組織の思想を知ることはクウェート政治を考えるうえで必要不可欠であるといえよう。

クウェートの民主主義は、現在大きく変容しつつある。そして、近年における同国の経済的重要性の増大と相まって、90年代以降の民主化に向けた一連の政治改革²⁰⁾が行われ、80年代からイスラーム主義勢力が伸長するなど、今後、同国の政治は世界の注目をさらに集めることになるであろう。本書は、クウェート政治において長い伝統を持つ民主フォーラムの視点を中心としながら、今日のクウェート社会に内在する多様な民主主義の理解の一例を提示してくれる文献として、意義のある一冊であるといえよう。

参考文献

- 大隈宏 2000 「政治発展（論）」猪口孝他編 『政治学事典』弘文堂, p. 608.
- 保坂修司 1998 「クウェートの民主主義——国民議会の展開」『中東・イスラーム世界の国家体制と民主化』国際問題研究所, pp. 48-76.
- 2001 「クウェート国憲法」『中東基礎資料調査——主要中東諸国の憲法』日本国際問題研究所, pp. 199-254.
- 2005 「クウェートの民主主義——発展と課題」『湾岸アラブと民主主義』日本国際問題研究所.
- 牟田口義郎 1965 『石油に浮かぶ国——クウェートの歴史と現実』中公新書.
- Crystal, J. 1990. *Oil and Politics in the Gulf: Rulers and Merchants in Kuwait and Qatar*. New York: Cambridge University Press.
- 1996. “Civil Society in the Arabian Gulf,” in A. Norton, ed., *Civil Society in the Middle East*, New York: Brill.
- Ismael, J. 1993. *Kuwait: Dependency and Class in a Rentier State*. Gainesville: University Press of Florida.
- Kedourie, E. 1994. *Democracy and Arab Political Culture*. London: Frank Cass.
- Freedom House. 2007. <http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=363&year=2007> (2008年5月30日閲覧)
- Canadian Security Intelligence Service. <http://www.csis.gc.ca/> (2008年7月3日閲覧)
- Al-Watan* (2008年5月18日付)

(平松 亜衣子 京都大学アジア・アフリカ地域研究研究科)

Kamran Scot Aghaie ed. 2005. *The Women of Karbala: Ritual Performance and Symbolic Discourses in Modern Shi'i Islam*. Austin: Texas University Press. xii+297 pp.

シーア派を語る際にカルバラーの悲劇を欠かすことはできない。ヒジュラ暦61年、カルバラー

20) 1992年の国民議会の再開、2005年の女性への参政権の付与、翌2006年の女性閣僚の誕生などが挙げられる。